

# 軽井沢追分エリア まち並み景観整備事業補助金



**追分エリアのまち並み形成に！**

追分宿にふさわしいまち並み景観整備に補助金を交付します

【対象事業\*】 町道追分村中線に接する土地に存する建築物または  
工作物等の新築、修繕等

【対象者】 対象建築物の所有者で、町税、水道料金、下水道使用  
料を滞納していない者

【補助金額】 補助率：対象経費の1/2以内  
限度額：100万円（建築物）、20万円（工作物等）

申し込み・問い合わせ先

軽井沢町地域整備課景観まちなみ係

TEL：0267-45-8582 FAX：0267-46-3165

令和6年4月1日施行

＊対象事業について

町道追分村中線（1－65号線）に接する土地に存する建築物または工作物等で、次のいずれにも該当するもの

(1)追分エリアデザインガイドラインに適合するもの

(2)軽井沢町の自然保護対策要綱に適合するもの

※申請者は、交付決定後に補助事業に着手するものとします。

※工作物等とは、行灯、いけがき又は植栽、景観を阻害する建築設備の除去又は目隠しの設置を指します。

※工事の完了日は、申請日の属する年度末日までとします。

※補助金の交付回数については、要綱に定められた期間につき1回とします。